

仕様書(案)

1 委託事業名

外国人個人旅行者向けの地域資源を活かした魅力的な観光コンテンツ造成事業

2 実施期間

契約締結の日から令和8年3月19日まで

3 目的

近年、訪日旅行市場を取り巻く環境は、団体旅行から個人旅行（FIT）に急速にシフトしてきており、訪日で期待することも「モノ消費」から体験型観光の「コト消費」に変化してきている。また、本県においては、2015年の北陸新幹線金沢開業を機に、外国人旅行者が大幅に増加し、大きな前進を遂げる一方で、兼六園や金沢城公園、ひがし茶屋街、長町武家屋敷跡などの観光資源がある金沢市に外国人旅行者が集中しており、加賀地域や能登地域への周遊に課題がある状況となっている。加賀地域や能登地域への周遊・滞在促進を図るには、外国人旅行者がその地域を訪れる動機となるような、また他の地域では体験できないような独自性・魅力を有した観光コンテンツの造成が必要であることに加え、外国人個人旅行者が訪日旅行の際によく活用するオンラインのプラットフォームでの販売などの流通環境の整備についても、その重要性がますます高まっている。

特に石川県では、小松空港の定期便を利用した主にアジア圏の訪日のリピーター層をターゲットとしたFIT向けの取組も強化することで、定期便の利用率の向上や訪れた人の満足度向上に繋げていきたい。

こうしたことから、本県の歴史、文化、自然などの地域資源を活用した魅力的な体験型観光コンテンツの造成および海外OTA等を活用した販売体制の構築を促進し、加賀地域および能登地域における国内外の観光客の消費額増加や満足度向上に繋げる。

4 業務の内容

(1) 県内観光関連事業者向けOTA掲載支援事業

① 県内観光関連事業者向けのOTA掲載促進セミナーの開催

観光関連事業者向けに、外国人目線での売れる商品作りや、OTAへの掲載に向けたセミナーを開催する。

1) 開催時期：令和7年8～9月

2) 開催回数：3回以上（加賀・白山地域1回、能登地域1回、金沢1回以上）

3) 対象者数：20名程度／回

4) 講 師：有識者1名程度およびOTA事業者等4社以上とし、全回同一の講師とすることが望ましい。

なお、OTA事業者等とはOTA事業者だけでなく、その上流のプラットフォーム事業者も含むこととする。

5) 会場の確保、講師・ファシリテーターの選定、講師との連絡調整、参加者募集・収集、ファシリテーターとの調整、資料作成・印刷等、セミナーを円滑に進めるための一切の手配及び運営を行うこと。

6) 全体管理及び実施記録（議事録、写真画像含む。）の作成を行うこと。

7) 留意事項

- ・有識者については、外国人個人旅行者向けの観光コンテンツを造成し、OTA 等を活用して販売する上で、観光関連事業者が理解し対応しておくべき事項について、分かりやすく講演できる者とすること。
- ・OTA 事業者等の講演については、観光コンテンツの造成、OTA 等を活用した販売方法、契約条件についても含まれることが望ましい。
- ・セミナーの構成については、講師からの講演に加えて、他地域を含む観光関連事業者からの事業者視点での先進事例の紹介を含めることが望ましい。
- ・セミナー参加者に対するアンケートを実施し、集計・分析を行うこと。
- ・募集の方法や具体的な日程については、公益社団法人石川県観光連盟と十分協議を行った上で決定すること。
- ・セミナーの実施に当たっては、基本的に現地開催とするが、オンラインも併用して開催となる場合がある。その場合には、オンライン開催に必要なウェブシステム等の準備・調整を行うこと。
- ・講演の様子については、録画し、終了後にその内容を観光関連事業者等が閲覧できること。
- ・その他、担当職員が指示した事項。
- ・セミナー全体においては公益社団法人石川県観光連盟と十分協議を行った上で内容を決定すること。

②セミナー参加事業者へのフォローアップ

観光関連事業者向けに、観光コンテンツ造成や OTA との契約に向けた具体的な指導を個別に実施する。

1) 実施時期：令和 7 年 9～12 月頃

2) 対象者数：10 社以上（半数以上は金沢以外の地域の商品とすること）

※うち、一般社団法人白山市観光連盟の商品である、『恋のしらやまさん』『鶴来まちあるきクーポン』については必ずフォローアップを実施すること。

URL : <http://tsurugi-machiaruki.com>

<http://koishira.jp>

3) 指導回数：10 社程度 × 2 回以上（計 20 回以上）

4) 指導する専門家との連絡調整、対象となる観光関連事業者の募集・選定、対象となる観光関連事業者との連絡調整、行程管理、資料作成・印刷等、個別指導を円滑に進めるための一切の手配及び運営を行うこと。

5) 全体管理及び実施記録（指導内容記録、写真画像含む。）の作成を行うこと。

6) 留意事項

- ・指導は現地訪問、電話、メールなどにより行うこと。
- ・指導者については、観光コンテンツを造成し、OTA 等を活用して販売する上で、観光関連事業者が取るべき具体的な対応について、分かりやすく指導できる者とすること。
- ・対象とする観光関連事業者については、募集した上で、応募者多数の場合は公益社団法人石川県観光連盟と十分協議を行った上で選定すること。

- ・指導の具体的な内容については、対象とする観光関連事業者のコンテンツ造成状況や販売体制の構築状況を鑑み、臨機応変に対応すること。
- ・指導の結果は、逐一、公益社団法人石川県観光連盟に報告すること。
- ・その他、担当職員が指示した事項。
- ・フォローアップ全体においては公益社団法人石川県観光連盟と十分協議を行った上で内容を決定すること。

③モニターツアーの実施

業務内容 (1) ②によりフォローアップした観光関連事業者の商品とOTA事業者の契約を促進させるため、OTA事業者を招へいしたモニターツアーを実施する。

- 1) 開催時期：令和7年12月～令和8年1月頃
- 2) 開催回数：2回程度
- 3) 被招へい者：OTA事業者（4者程度）
- 4) 行程：2泊3日程度
- 5) モニターツアーの企画、モニターツアー当日の進行・管理・運営、被招へい者の募集・選定・プロフィールの作成とりまとめ・リストの作成、訪問先となる観光関連事業者との調整等、モニターツアーを円滑に進めるための一切の手配及び運営を行うこと。
- 6) 全体管理及び実施記録（視察内容、写真画像含む。）の作成を行うこと。
- 7) 留意事項
 - ・モニターツアー実施にあたり、国内移動、石川県内移動、宿泊、飲食、観光入場・体験、添乗員、資料準備、飲料水等、必要な一切の準備を行うこと。
 - ・訪問先となる観光関連事業者については、公益社団法人石川県観光連盟と十分協議を行った上で選定すること。
 - ・被招へい者全員に対するアンケートを実施し、集計・分析を行うこと。なお、設問の内容については、公益社団法人石川県観光連盟と十分に協議した上で決定すること。
 - ・モニターツア一期間中における怪我・事故等に対応する保険に加入するなど、被招へい者の安全確保につき対応すること。その上で、行程中に生じる怪我や物損等についての被招へい者の個人責任の範囲について、被招へい者に対しあらかじめ説明し、同意を得ておくこと。
 - ・モニターツアー全体においては公益社団法人石川県観光連盟と十分協議を行った上で内容を決定すること。

(2) OTAコンテンツの流通環境整備事業

①OTA掲載商品のPR支援

業務内容4 (1) ②でOTAと契約した観光関連事業者の商品に対して、掲載されているOTA上での露出の増加、体験数、口コミを獲得するための方法を提案すること。

例①掲載されたOTA媒体上で優先的に石川県のコンテンツが掲載されるようなSEO対策。

例②個人旅行者が多く滞在していると考えられる宿泊施設に、QRコードやチラシ等を設置。

1) 留意事項

- ・OTA サイトでの掲載商品の販売数等を事業実績報告書にて報告すること。
- ・実施した PR 支援の内容とその効果として OTA サイトを訪問した数、その内訳、サイトへの訪問者等の分析結果を事業実績報告書にて報告すること。
- ・PR 支援全体においては公益社団法人石川県観光連盟と十分協議を行った上で内容を決定すること。

5 本事業の期待する効果

- ・OTA 新規掲載件数 10 件以上（半数以上は金沢以外の地域の商品とすること）
- ・OTA での販売数 提案による

6 事業実績報告書の提出

令和 8 年 3 月 19 日（木）までに、次の事項を含む実績報告書製本 2 部（A4 判縦カラー）及び電子データを、公益社団法人石川県観光連盟へ納品すること。

（1）県内観光事業者向け OTA 掲載支援事業

- ①県内観光関連事業者向けの OTA 掲載促進セミナーの開催
 - ・講師のプロフィール及び講演内容
 - ・参加者名簿
- ②セミナー参加事業者へのフォローアップ
 - ・専門家のプロフィール
 - ・指導対象者リスト及び指導内容
 - ・OTA 掲載状況
- ③モニターツアーの実施
 - ・被招へい者リスト及びプロフィール
 - ・モニターツアーの行程及び様子（写真画像含む）
 - ・アンケート結果及び対象事業者へのフォローアップ内容

（2）OTA コンテンツの流通環境整備事業

- ①OTA 掲載商品の PR 支援
 - ・プロモーションの内容
 - ・掲載されたコンテンツの販売状況、OTA のサイトを訪問した数等の詳細

7 その他

- （1）本事業に関する事項について、機密を厳守し、無断で他に漏らしたり、利用してはならない。
- （2）本事業で取り扱うこととなる個人情報の管理は適切に行うこと。
- （3）請負事業者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- （4）事業履行の成果について生じた著作権、内容に関する著作権は、第三者から利用許諾を受けて使用するものを除き、公益社団法人石川県観光連盟に帰属するものとする。

(5) 請負事業者は事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。

(6) 公益社団法人石川県観光連盟と連絡調整を密に行うこと。作業内容及び本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、その都度担当職員と協議の上、その指示に従って進めること。